

**特定調達品目に係る本市独自の判断基準等**

分野	特定調達品目	本市独自の判断基準等
紙類	コピー用紙	折り鶴再生紙（本市に係るものに限る。）は、本項の判断基準の対象に含まれないものとする。
	塗工されていない印刷用紙	
	塗工されている印刷用紙	
文具類	—	主要材料に折り鶴再生紙（本市に係るものに限る。）を用いた製品は、本項の判断基準の対象に含まれないものとする。
役務	印刷	折り鶴再生紙（本市に係るものに限る。）に係る印刷物は、本項の判断基準の対象に含まれないものとする。